

## 平成19年度 京都市重点改革方針

我が国を取り巻く社会経済情勢は、人口減少社会の到来や団塊の世代の大量退職など、新たな環境の変化を迎えている。更には、我が国経済は、ようやく未来への明るい展望を持てる状況となったものの、依然として国や地方財政は極めて深刻な状況にある。

本市の行財政運営は大変厳しいながらも、京都市基本計画第2次推進プラン、京都市市政改革実行プラン等は計画どおりに進んでいるが、本市の将来に向けた明るい展望を切り開き、より高品質で満足度の高い市民サービスを実現するため、社会経済情勢に応じた絶え間ない改革を強力に推進しなければならない。とりわけ、相次ぐ職員の不祥事により大きく傷ついた京都市政に対する市民の信頼を回復することが急務であり、このため、抜本的かつ構造的な改革を全市を挙げて断行しなければならない。

市政は、引き続き、京都市基本計画第2次推進プラン等に基づき着実に進めていく必要があるが、平成19年度においては、本方針に従い、市民に厚く信頼される市政運営の確立を目指し、市政改革を推進する。

### 1 市民に厚く信頼される市政運営の確立

#### (1) 「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」の確実な実行

市政への市民の信頼回復と不祥事の根絶に向け、8月31日に策定した「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」を、改革大綱推進本部の下、全庁一丸となって不退転の決意で確実に実行する。

局区長は、強いリーダーシップにより率先実行することはもとより、双方向の組織内コミュニケーションを一層活性化させ、風通しの良い、常に改革が推進される組織風土を醸成し、改革の気風を築く。

また、市政運営に密接に関連する外郭団体等についても、市民の信頼の確保に努めるよう強く指導する。

## (2) 情報公開及び市民参加の充実

市民との協働の精神に基づき、積極的な情報の提供及び公開を行うとともに、最適な市民参加手法を用い、最大限、市民意見を反映させるなど、情報公開と市民参加の充実を図る。

また、平成19年度の「局区運営方針」のより一層の充実を図り、平成19年4月後半（16日から30日まで）に各局区等のホームページ等によって公表する。

## 2 進取の気風みなぎる市政改革

### (1) 事務事業評価制度を活用した事務事業の見直し

事務事業の評価を充実させ、引き続き事務事業評価制度を最大限活用し、事務事業の整理統合や休廃止などにより、限られた財源をこれまで以上に有効に活用する。とりわけ、事務事業評価において、日常的で行政上の専門知識を必要としないと判断された事務事業については、効率性、経済性等の観点から民間活力の導入を具体的に検討する。

### (2) 公民協働 (Public Private Partnership) による多様な経営手法の導入及び導入後の検証

本年7月、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が施行されるなど、これまで以上に民間活力の導入が求められている。こうしたことも踏まえ、事務事業全般にわたり多角的な観点から検討を行い、民営化、民間委託、PFI、指定管理者制度など、最適な市民サービスの提供方法を選択することにより、一層のサービスの向上と業務の効率化を図る。その際、次の点に留意する。

#### ① 民間委託

- 本市が自ら責任を持って実施すべき事務事業であっても、業務を一部切り出すなどの工夫により、これに付随する定型的な業務などについては民間委託を推進する。

## ② P F I (Private Finance Initiative)

- P F I手法の導入により、財政負担の軽減の効果が期待できるものについては、必ずP F I手法の導入を検討する。
- 本市においては、京都御池創生館や市立小学校冷房化など導入事例も多く、P F I手法の導入が確実に進んでいるが、P F I手法を導入した事業については、民間事業者が提供するサービス内容等を適切に監視することにより、適正かつ確実なサービスの確保を図る。

## ③ 公の施設の指定管理者制度

- 現在直営の公の施設について、指定管理者制度の導入の可否について検討を行う。
- 平成17年11月市会における付帯決議を踏まえた制度の運用に努めているところであるが、最適な指定管理者を選定するため、選定プロセスにおけるより一層の透明性及び公平性の確保を図る。
- 既に、本市においては、332もの公の施設について指定管理者制度を導入しているが、同制度を導入した施設について業務の履行確認を確実に行うとともに、利用者アンケートやモニター調査など施設の管理運営への市民参加を促進することにより、サービス内容や運営の改善を行うよう、指定管理者を指導する。
- 事業報告書の内容をホームページに掲載するなど施設の管理運営の状況を市民に分かりやすく公表する。

## ④ 地方独立行政法人制度

- 地方独立行政法人制度については、平成18年度中に取りまとめる予定の本市における同制度の導入についての考え方に沿って、対象事業における制度活用の可能性及び有効性について具体的な検討を行う。

## (3) 高度情報化の更なる推進

市民の間での情報格差や個人情報保護に十分配慮しつつ、高度情報化の更なる推進を図り、ITを活用した事務事業の効率化や市民サービスの向上を図る。

#### (4) コスト節減の徹底等

##### ア 公共工事のコスト縮減等

- 平成19年度は、市政改革実行プランにおける公共工事のコスト縮減の取組の最終年度に当たることから、公共施設の整備等においては、徹底した設計方法の見直しなどによるコスト縮減を図る。
- 電子入札の対象案件の拡大や工事契約における通常型指名競争入札の廃止など入札制度の改善による透明化及び効率化に取り組む。

##### イ 業務改革によるコスト節減

- 現行の事務処理の見直し、手続の簡素化等の業務改革による効率性の向上及びコスト節減に取り組む。
- 市民サービスに直結しない内部管理事務についても、効率性の向上及びコスト節減の検討を行う。
- 「プラス・アクション21」による全職場での業務改善活動等を通じた職員のコスト意識の向上を図る。
- 本年7月、「もったいないプロジェクト」チームから市長に報告された検討報告書の17の提案項目について検討を行い、本市が有する経費、時間、資産等の有効活用を一層推進することとし、やむを得ず実施できない場合には、その理由について説明する。

#### (5) 中期的展望に立った着実な取組

##### ア 局運営方針における中期的な見直し

- 平成18年度の「局運営方針」において掲載する中期的（平成21年度まで）な見直し項目等について着実に取組を行う。
- 平成19年度の「局運営方針」においては、中期的な見直し項目等について必要に応じた改訂を行う。

## イ 蓄積してきた知識や技術の的確な継承

- 団塊の世代の職員の大量退職を見据え、職務遂行上の知識及び技術を的確に継承する仕組みを構築する。
- 限られた人員で業務を効率的に執行できるよう、既存の事務事業の方法及び手順について点検，見直しを行う。

## 3 区政改革の推進

区民サービスの向上と各区の個性を生かした魅力ある地域づくりに向け、区政改革を更に推進するため、各区で取りまとめる「区行政重点課題」のうち各局の所管業務については、「区政策提案予算システム」において、局区間協議を十分に行い、各局は、局の方針及び予算に反映させるよう努める。

## 4 抜本的な外郭団体の改革

外郭団体の抜本的な改革を推進するに当たり、次のことに留意する。

また、外郭団体以外の財政的支援を行っている団体など所管局が調整等を行う関連団体についても、外郭団体に準じて、本方針に沿った改革を進める。

### (1) 重点取組項目

#### ア 数値目標を設定した取組の推進

- 「統廃合等の推進による団体数の削減」及び「派遣職員の削減」については、数値目標の達成に向け、「京都市「集中改革プラン」について」（平成18年2月策定）中の「外郭団体のより抜本的な見直し方策」に掲げた取組工程表に沿った取組等により、計画的に進める。
- 「補助金の削減」については、平成18年度当初予算において、目標数値に達しているが、依然として厳しい財政状況にあることから、補助金の更なる適正化に努める。

## イ 経営状況の点検

- 外郭団体の所管局は、団体の財務諸表等による財務分析を行い、常に経営状況を正確に把握する。
- 事業規模の大きい団体及び借入金がある団体については、キャッシュフロー計算書等を活用した適正かつ計画的な資金管理を徹底させる。

## ウ 委託の在り方の点検

- 本市が外郭団体に委託している業務については、原則として複数の事業者の中から委託先を選定することとし、経費、サービス水準、専門性、機動性などの観点から、最も適した団体に委託する。
- 外郭団体に委託した業務の再委託の状況を把握し、必要な見直しを検討する。特に、随意契約により委託している業務を再委託している場合は、当該随意契約が適切であるかどうかを点検する。

## エ 執行体制、人事給与制度等の適正化

- 外郭団体の組織、役職員数、人事給与制度等について、団体の事業内容、事業規模、経営状況等に応じたものになるよう指導する。

### (2) 指定管理者に指定された外郭団体の在り方の再点検

指定管理者に指定されている24の外郭団体については、サービスの向上、経営の更なる効率化等を図るとともに、次回の選定に向けて、改めて外郭団体の在り方を点検し、必要な見直しを検討する。

### (3) 公益法人制度改革に向けた指導

公益法人制度改革として、平成20年までに「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」が施行されることから、財団法人形態の31の外郭団体に対しては、同制度改革への対応を検討し、必要な指導を行う。